

平成 22 年 4 月 26 日

各 位

上場会社名	トリニティ工業株式会社
代表者	取締役社長 宝田和彦
(コード番号	6382)
問合せ先責任者	常務取締役 深津浩彦
(TEL	0565-24-4800)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、平成 22 年 4 月 26 日付で、国土交通省中部地方整備局から、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり営業停止処分を受けました。

本件に関しましては、お客様はもとより、株主をはじめとすご関係の皆様にご多大なご迷惑やご心配をおかけいたし、深くお詫び申し上げます。

当社は、この処分を厳粛に受け止め、二度とこのような事態を招かぬよう、更なるコンプライアンスの徹底を図り、信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内における機械器具設置工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

2. 期間

平成 22 年 5 月 11 日から平成 22 年 5 月 25 日までの 15 日間

以 上